

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【公表番号】特表2015-531962(P2015-531962A)

【公表日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-068

【出願番号】特願2015-525775(P2015-525775)

【国際特許分類】

H 0 5 B 3/06 (2006.01)

H 0 5 B 3/64 (2006.01)

C 2 3 C 16/46 (2006.01)

C 2 3 C 16/44 (2006.01)

C 3 0 B 25/10 (2006.01)

H 0 1 L 21/205 (2006.01)

【F I】

H 0 5 B 3/06 A

H 0 5 B 3/64

C 2 3 C 16/46

C 2 3 C 16/44 B

C 3 0 B 25/10

H 0 1 L 21/205

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月20日(2016.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

加熱エレメント(100)の機械的支持用端子(10)であって、
基礎装置(30)と、前記加熱エレメント(100)を支えるように構成された取付装置(20)と、前記基礎装置(30)を前記取付装置(20)へ接続する支持装置(40)と、を備え、

前記支持装置(40)が、前記加熱エレメント(100)の変位を主弾性方向に沿って許容する、端子。

【請求項2】

前記支持装置(40)は、半径方向軸に沿った前記加熱エレメント(100)の変位を許容し、接線方向軸及び軸線方向軸のいずれか又は両方に沿った前記加熱エレメント(100)の変位を約10%以下に抑制する、請求項1に記載の端子。

【請求項3】

前記支持装置(40)がスプリングを備える、請求項1又は2に記載の端子。

【請求項4】

前記支持装置(40)がリーフスプリングである、請求項1～3のいずれか1項に記載の端子。

【請求項5】

前記リーフスプリングは、同じ方向へほぼ平行に配置された2以上のリーフを備える、請求項4に記載の端子。

【請求項 6】

当該端子（10）の材料に、少なくとも90重量%の耐熱金属を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の端子。

【請求項 7】

前記耐熱金属は、タングステン、モリブデン、ニオブ、タンタル、レニウム、及びこれらの合金から選択される、請求項6に記載の端子。

【請求項 8】

前記耐熱金属は、タングステン、タングステンの合金、モリブデン、及びモリブデンの合金から選択される、請求項6又は請求項7に記載の端子。

【請求項 9】

加熱エレメント（100）を少なくとも1つ備えると共に、請求項1～8のいずれか1項に記載の端子（10）を少なくとも2つ備えた、ヒータ。

【請求項 10】

少なくとも1つの前記端子（10）の前記支持装置（40）に、安定姿勢で初期張力をかけてある、請求項9に記載のヒータ。

【請求項 11】

前記支持装置（40）の初期張力は、前記加熱エレメント（100）の加熱使用中に前記支持装置（40）のスプリング張力を減少させることができるように適用される、請求項10に記載のヒータ。